

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

京都府特定開発行為許可マニュアル(案)

申請書作成手引き（申請者用）

令和5年7月

砂 防 課

はじめに

これまで土砂災害防止工事等の実施により土砂災害危険箇所の整備が進められてきたが、土砂災害による犠牲者は依然後を絶たない状況にある。その一方で危険な土地に人家が立地し続けている状況にかんがみ、このような工事等の原因対策と併せ、土地利用規制等のソフト対策を充実させることにより土砂災害の防止が効果的に行われることが求められてきたところである。

平成 13 年 4 月 1 日、警戒避難体制の整備、建築規制、開発規制等のソフト対策を講ずることを目的として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）が施行され、土砂災害により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域において住宅宅地分譲や災害時要援護者施設の建築を目的とした開発行為（以下「特定開発行為」という。）を行おうとする場合には、知事の許可を受けなければならないこととなった。

本マニュアルは、特定開発行為許可制度が円滑に実施されるように、特定開発行為の本府における許可申請手続等について説明するため、平成 19 年 3 月に策定し、土砂災害防止法の改正等を受けて令和 5 年 7 月に改正したものである。

本マニュアルが、土砂災害防止法における特定開発行為の趣旨及び内容の理解に有効に活用され、広く関係者の方々に実務上の参考資料として、防災措置のより一層の充実と開発事業の円滑な実施が図られるための一助となれば幸いである。

令和 5 年 7 月
京都府建設交通部砂防課

京都府特定開発行為許可マニュアル（案）申請書作成手引き（申請者用）

目 次

第 1 章 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)の概要	1
1 目的(法第1条)	1
2 定義(法第2条)	1
3 土砂災害特別警戒区域(法第9条)	1
4 特定開発行為の制限(法第 10 条第1項)	1
5 制限用途(法第 10 条第2項、政令第6条)	1
6 特定開発行為の制限の適用除外(法第 10 条第 1 項ただし書、政令第5条)	1
7 申請の手続(事前相談)	2
8 申請の手続(法第 11 条、省令第8～10 条、府規則第3条)	2
9 許可の基準(法第 12 条、政令第 7 条)	2
10 許可の条件(法第 13 条)	2
11 既着手の場合の届出(法第 14 条、省令第 11 条)	3
12 許可の特例(法第 15 条、府規則第5条)	3
13 許可又は不許可の通知(法第 16 条)	3
14 標識の設置(府規則第4条)	3
15 着手届出書の提出(府規則第9条)	3
16 変更の許可等(法第 17 条、省令第 12,13 条、府規則第 6,7 条)	3
17 工事完了の検査(法第 18 条、省令第 14～16 条)	3
18 建築制限(法第 19 条)	4
19 特定開発行為の廃止(法第 20 条、省令第 17 条、府規則第 12 条)	4
20 監督処分(法第 21 条、省令第 18 条)	4
21 立入検査(法第 22 条)	4
22 報告の徴収(法第 23 条)	4
23 建築物の構造制限(法第 24、25 条)	4
24 罰則(法第 38～42 条)	5
25 地位の承継(府規則第 11 条)	5
26 許可審査等の流れ	6
第2章 特定開発行為許可申請等の概要	7
1 特定開発行為に係る事前相談	7
2 特定開発行為許可申請（新規）	7
3 対策工事等着手時の届出	8
4 対策工事完了時の届出	8
5 既着手の場合の届出	8
6 特定開発行為許可申請（変更）	8
7 変更の届出	9
8 特定開発行為休止の届出	9
9 特定開発行為廃止の届出	10

10 地位承継の届出.....	10
第3章 特定開発行為許可申請書等の作成要領.....	11
1 特定開発行為に係る事前相談.....	11
2 特定開発行為許可申請(新規).....	11
3 工事着手時の届出.....	14
4 工事完了時の届出.....	14
5 検査済証の交付.....	14
6 既着手の場合の届出.....	14
7 特定開発行為許可申請(変更).....	15
8 変更の届出.....	15
9 特定開発行為休止の届出.....	16
10 特定開発行為廃止の届出.....	16
11 地位承継の届出.....	16
12 提出書類一覧(チェックリスト).....	17

第 1 章 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の概要

1 目的（法第 1 条）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めることを目的としています。

著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域における住宅宅地の分譲等や災害時要援護者施設の建築を目的とした土地の区画形質を変更する行為を許可制として、土砂災害に対する安全性の確保を開発段階から図ろうとするものです。

2 定義（法第 2 条）

この法律で土砂災害とは、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいいます。

3 土砂災害特別警戒区域（法第 9 条）

知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができるものとされています。

区域を指定した場合は、府の公報に掲載するとともに、掲載した事項を記載した図書を京都府庁砂防課、当該指定区域を所管する土木事務所において縦覧に供します。また、同図書は市町村の事務所において閲覧に供されます。

4 特定開発行為の制限（法第 10 条第 1 項）

特別警戒区域内において、予定建築物の用途が制限用途である開発行為（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。

5 制限用途（法第 10 条第 2 項、政令第 6 条）

制限用途とは、予定建築物の用途で自己の居住用を除く住宅並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設並びに用途が確定していないものをいいます。

6 特定開発行為の制限の適用除外（法第 10 条第 1 項ただし書、政令第 5 条）

特定開発行為に該当しても、以下の場合は知事の許可を要しません。

表 1 特定開発行為の制限の適用除外の行為

適用除外行為	具体例
非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為(政令第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者等の仮設住宅等の設置に伴う盛土、切土 ・ 被災家屋の撤去等に係る盛土、切土 ・ その他開発許可を要する用途の建築物に係るもので非常災害の応急措置として必要となる盛土、切土、流出土砂の撤去等
仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為(政令第5条第2号)	

7 申請の手続(事前相談)

特別警戒区域において特定開発行為を行おうとする場合、特定開発行為をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、特定開発行為計画概要書を所管の土木事務所長に提出してください。

土木事務所において、特定開発行為に該当するか否かを判断するとともに、必要な指導を行うことにより、以後の事務手続の円滑化等を図り、もって申請予定者の負担の軽減を図ります。

8 申請の手続(法第11条、省令第8~10条、府規則第3条)

特定開発行為の許可を受けようとする者は、特定開発行為許可申請書を知事に提出しなければなりません。対策工事は危険を伴うため防災措置等安全を確保する見地から、関係法令に配慮し申請書類を作成してください。

9 許可の基準(法第12条、政令第7条)

知事は、許可の申請があったときは、対策工事及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画が制限用途である予定建築物(以下「特定予定建築物」という。)における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならないとされています。

技術的基準の詳細については、「京都府特定開発行為許可マニュアル(案)技術基準」を参照してください。

10 許可の条件(法第13条)

特定開発行為を許可するときには、知事は、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができることとされており、許可の結果として、新たに災害等が発生することがないように、対策工事等の施工に伴う災害防止の観点から下記の点等に関し必要な条件を付することがあります。

- ア 工事施工時の安全確保
- イ 出来形管理、品質管理及び写真管理

- ウ 周辺区域に対する環境への配慮
- エ 造成区域における災害防止
- オ 維持管理計画

11 既着手の場合の届出（法第 14 条、省令第 11 条）

特別警戒区域が指定された際、既に特定開発行為に着手しているときは、その指定の日から起算して 21 日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

12 許可の特例（法第 15 条、府規則第 5 条）

国又は地方公共団体が行う特定開発行為は、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって特定開発行為の許可を受けたものとみなされます。

13 許可又は不許可の通知（法第 16 条）

特定開発行為の許可申請があったときは、知事は、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならず、処分は申請者に対して文書をもって通知しなければならないとされています。許可の年月日及び番号は、各種届出書に記載が必要なため、通知は保管してください。

14 標識の設置（府規則第 4 条）

許可を受けた者は、対策工事等を行う期間中、許可を受けて対策工事を実施していることを周知するため、当該対策工事等を行う区域の見やすい場所に標識を設置しなければなりません。

15 着手届出書の提出（府規則第 9 条）

許可を受けた者は、対策工事等に着手したときは、遅滞なく、知事に特定開発行為着手届出書を提出しなければなりません。

16 変更の許可等（法第 17 条、省令第 12、13 条、府規則第 6、7 条）

許可を受けた者は、次の法第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、知事の許可を受けなければなりません。

ア 特定予定建築物の用途及びその敷地の位置の変更（第 2 号）

イ 対策工事の計画（第 3 号）

ウ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画（第 4 号）

なお、変更後の予定建築物の用途が制限用途以外のものであるとき、又は対策工事等の着手予定年月日若しくは対策工事等の完了予定年月日の変更をしようとするときは、特定開発行為変更届出書を提出しなければなりません。（法第 17 条第 1 項ただし書、府規則第 7 条）

17 工事完了の検査（法第 18 条、省令第 14～16 条）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等のすべてを完了したときは、その旨を知事に届け出なければなりません。

届出があったときは当該対策工事等が技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは検査済証を交付します。また、検査済証を交付した後に当該対策工事等が完了した旨を公告します。

18 建築制限（法第 19 条）

許可を受けた開発区域内の土地においては、当該対策工事等が完了した旨の公告があるまでの間は制限用途の建築物を建築してはなりません。

19 特定開発行為の廃止（法第 20 条、省令第 17 条、府規則第 12 条）

許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければなりません。

特定開発行為を廃止したときは、土砂災害を防止するための適切な事後処理を行い、知事の確認を受けなければなりません。

20 監督処分（法第 21 条、省令第 18 条）

知事は、次のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、法第 10 条第 1 項若しくは法第 17 条第 1 項の許可を取り消し、又は許可条件の変更、工事その他の行為の停止等を命ずることができます。

ア 法第 10 条第 1 項又は法第 17 条第 1 項の規定に違反して、特定開発行為をした者

イ 法第 10 条第 1 項又は法第 17 条第 1 項の許可に付した条件に違反した者

ウ 特別警戒区域で行われる土砂災害を防止するために必要な措置を技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

エ 詐欺その他不正な手段により法第 10 条第 1 項又は法第 17 条第 1 項の許可を受けた者
監督処分をした場合においては、標識の設置や公報への掲載によって、その旨を公示しなければならないとされています。命令を受けた土地、建築物、建築物の敷地の所有者、管理者、占有者は、標識の設置を拒んだり妨げたりすることが禁じられています。

21 立入検査（法第 22 条）

知事又はその命じた者若しくは委任した者は、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができます。

22 報告の徴収（法第 23 条）

知事は、許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地又は当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができます。

23 建築物の構造規制（法第 24 条、第 25 条）

法第 24 条の規定により、建築基準法施行令において、特別警戒区域内における居室を有する建築物が当該区域において急傾斜地の崩壊等により想定される衝撃に対して安全性が確保されることとなるよう、構造耐力に関する基準が定められている。

また、法第 25 条の規定により、特別警戒区域（都市計画区域等の建築確認が必要な区域を除く。）内における居室を有する建築物について、この構造耐力に関する基準への適合性を担保す

るため、建築基準法上確認が必要とされている建築物（同法第6条第1項第1号から第3号までに掲げるもの）以外のものであっても、建築確認の対象とされている。

特定開発行為に係る対策工事等の完了公告後は、制限用途の建築物を建築することは可能であるが、特別警戒区域の指定が解除される前に建築確認申請を行う場合にあっては、この構造耐力に関する基準が定められていることに留意する必要がある。

また、特定開発行為許可申請が不要な開発行為（予定建築物が制限用途でない場合など）において、特別警戒区域内において居室を有する建築物を建築する場合にも、この構造耐力に関する基準が定められていることに留意する必要がある。

24 罰則（法第38～42条）

ア 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（法第38条）

(ア) 法第10条第1項又は法第17条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者

(イ) 法第19条の規定に違反して、法第10条第1項の制限用途の建築物を建築した者

(ウ) 法第21条第1項の規定による知事の命令に違反した者

イ 法第22条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。（法第39条）

ウ 法第23条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、20万円以下の罰金に処せられます。（法第40条）

エ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、法第38条から法第40条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑に科せられます。（法第41条）

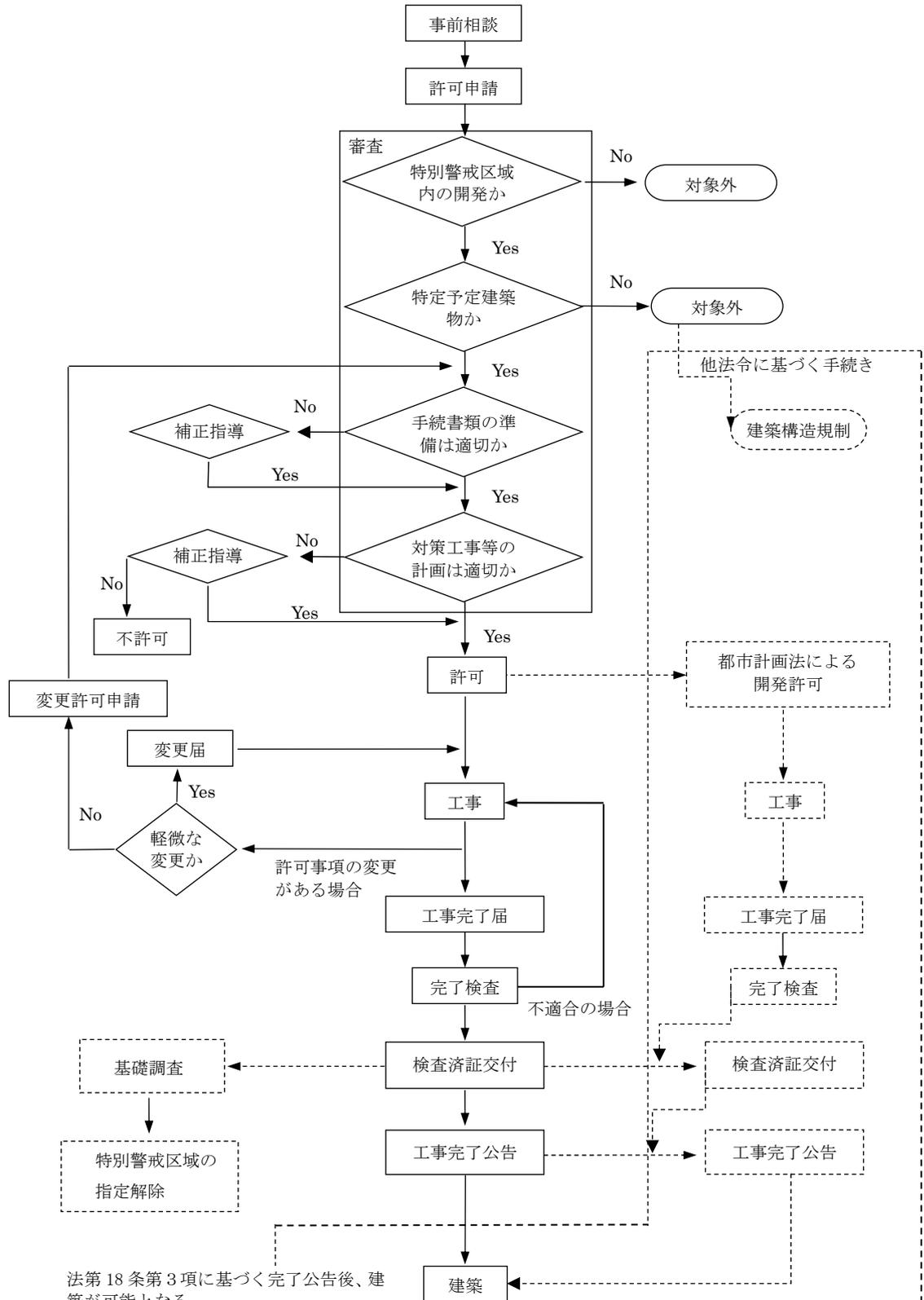
オ 法第14条第1項、法第17条第3項又は法第20条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処せられます。（法第42条）

25 地位の承継（府規則第11条）

被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継した者は、地位の承継の原因となった事実を証明する書類等を添えて知事に届け出なければなりません。

法 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律
政 令 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令
省 令 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則
府規則 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則

図1 許可審査等の流れ



法第18条第3項に基づく完了公告後、建築が可能となる。
ただし、特別警戒区域の指定の解除前においては、法第24条に「特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準」が定められていることに留意

制限用途以外の建築物建築物は完了公告前でも建築可能。
ただし、特別警戒区域の指定の解除前においては、法第24条に「特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準」が定められていることに留意

第2章 特定開発行為許可申請等の概要

1 特定開発行為に係る事前相談

特別警戒区域において開発行為を行おうとする場合、申請予定者は、所管の土木事務所長に「特定開発行為計画概要書」を提出し、特定開発行為に該当するか否か事前に確認を受けてください。

(1) 申請書及び添付図書

- ア 特定開発行為計画概要書（別記様式）
- イ 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）
- ウ 開発区域区域図（縮尺 1/2,500 以上）
- エ 現況地形図（縮尺 1/2,500 以上）
- オ 土地利用計画図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を表示したもの）
- カ 造成計画平面図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を表示したもの）
- キ 造成計画断面図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を表示したもの）
- ク その他所長が必要とするもの

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

2 特定開発行為許可申請（新規）

特別警戒区域において、特定開発行為の許可を受けようとする者は、あらかじめ許可申請書を知事に提出し、許可を受けなければなりません。

(1) 申請書及び添付図書

- ア 特定開発行為許可申請書（別記様式第 1 号）
- イ 営業沿革調書（別記様式第 2 号）
- ウ 工事施行者の工事経歴書（別記様式第 3 号）
法人にあつては印鑑証明書及び登記事項証明書、個人にあつては印鑑登録証明書を添付
- エ 特定開発行為計画説明書（別記様式第 4 号）
特定開発行為の許可に係る対策工事等により解除される土砂災害特別警戒区域について「京都府基礎調査マニュアル（案）」に基づいて作成した区域調書を添付
- オ 計画図
 - (ア) 現況地形図（縮尺 1/2,500 以上）
 - (イ) 土地利用計画図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を表示したもの）
 - (ウ) 造成計画平面図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を表示したもの）
 - (エ) 造成計画断面図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を表示したもの）
 - (オ) 対策工事等平面図（縮尺 1/1,000 以上）
 - (カ) 対策工事等断面図（縮尺 1/1,000 以上）
 - (キ) 対策施設構造図（縮尺 1/200 以上）
- カ 構造計算書
必要に応じて、地質柱状図、地質断面図、土質試験結果を添付
- キ 添付図書
 - (ア) 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）
 - (イ) 開発区域区域図（縮尺 1/2,500 以上）
 - (ウ) 特定開発行為をする土地について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類
 - (エ) 造成面積求積図（縮尺 1/1,000 以上）

- (d) 斜面又は溪流と開発区域の関連を示す現況写真
- (e) 過去2年間の財務状況を記した書類
- (f) 法人にあつては、登記事項証明書
- (g) 許可申請をしようとする日の属する年の直前2年の各年度における、法人にあつては法人税の、個人にあつては所得税の、納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (h) 出来形管理、品質管理及び写真管理の基準について記した書類
- (i) その他知事が必要と認める図書

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

3 対策工事等着手時の届出

特定開発行為の許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく、特定開発行為着手届出書を提出しなければなりません。

(1) 届出書

特定開発行為着手届出書（別記様式第5号）

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

4 対策工事完了時の届出

特定開発行為の許可に係る対策工事等のすべてが完了したときは、対策工事等完了届出書を知事に提出しなければなりません。

(1) 届出書及び添付図書

ア 対策工事等完了届出書（別記様式第6号）

イ 出来形管理、品質管理及び写真等の完成図書

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

5 既着手の場合の届出

特別警戒区域が指定された際、既に特定開発行為に着手しているときは、既着手の場合の届出書を知事に提出しなければなりません。

(1) 届出書

既着手の場合の届出書（別記様式第7号）

(2) 提出期限

指定の日から起算して21日以内

(3) 提出部数

正本1部、副本1部

(4) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

6 特定開発行為許可申請（変更）

特定開発行為の許可に係る行為の変更する場合は、あらかじめ変更許可申請書及び特定開発行為の変更に伴いその内容が変更される図書を添付して知事に提出し、許可を受けなければなりません。

法第17条第1項ただし書に規定する軽微な変更をしようとする場合は後記の特定開発行為変更届出書を提出してください。

(1) 申請書及び添付図書

ア 特定開発行為変更許可申請書（別記様式第8号）

イ 特定開発行為計画説明書（別記様式第4号）

特定開発行為の許可に係る対策工事等により解除される土砂災害特別警戒区域について「京都府基礎調査マニュアル（案）」に基づいて作成した区域調書を添付

ウ 計画図

(ア) 現況地形図（縮尺 1/2,500 以上）

(イ) 土地利用計画図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を示したもの）

(ロ) 造成計画平面図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を示したもの）

(ハ) 造成計画断面図（縮尺 1/1,000 以上、特別警戒区域界を示したもの）

(ニ) 対策工事等平面図（縮尺 1/1,000 以上）

(ホ) 対策工事等断面図（縮尺 1/1,000 以上）

(ヘ) 対策施設構造図（縮尺 1/200 以上）

エ 構造計算書

必要に応じて、地質柱状図、地質断面図、土質試験結果を添付

オ 添付図書

(ア) 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）

(イ) 開発区域区域図（縮尺 1/2,500 以上）

(ロ) 特定開発行為をする土地について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類

(ハ) 造成面積求積図（縮尺 1/1,000 以上）

(ニ) 斜面又は溪流と開発区域の関連を示す現況写真

カ 出来形管理、品質管理及び写真管理の基準について記した書類

キ その他知事が必要と認める図書

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

7 変更の届出

特定開発行為の許可後に軽微な変更をしようとする場合は、特定開発行為変更届出書を提出してください。軽微な変更とは、変更後の予定建築物の用途が制限用途以外のものであるとき又は対策工事等の着手予定年月日若しくは対策工事等の完了予定年月日の変更です。

許可を受けた者が住所や氏名を変更した場合には、住所等変更届出書を提出してください。

(1) 届出書及び添付図書

ア 特定開発行為変更届出書（別記様式第9号）

イ 住所等変更届出書（別記様式第10号）

法人にあつては印鑑証明書及び登記事項証明書、個人にあつては印鑑登録証明書を添付

(2) 提出部数

正本1部、副本1部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

8 特定開発行為休止の届出

特定開発行為の許可に係る対策工事等を休止したときには、特定開発行為休止届出書を提出

してください。

(1) 届出書及び添付図書

- ア 特定開発行為休止届出書（別記様式第 11 号）
- イ 休止時における当該行為の状況を示す図面及び写真を添付

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

9 特定開発行為廃止の届出

特定開発行為の許可に係る対策工事等を廃止したときは、特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書を提出しなければなりません。

(1) 届出書及び添付図書

- ア 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書（別記様式第 12 号）
- イ 特定開発行為の廃止の理由及び廃止に伴う土砂災害防止の措置を記載した書類
- ウ 廃止時における当該行為の状況を示す図面及び写真
- エ その他知事が特に必要と認める図書

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

10 地位承継の届出

被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継したときは、地位承継届出書を知事に提出しなければなりません。

(1) 届出書及び添付図書

- ア 地位承継届出書（別記様式第 13 号）
- イ 当該承継の原因となった事実を証明する書類
- ウ 承継した地位に基づき、行為を行う土地について、当該承継した者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類
- エ その他知事が特に必要と認める書類

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

(3) 提出先

当該開発区域を所管する府土木事務所

第3章 特定開発行為許可申請書等の作成要領

特定開発行為許可申請書等は巻末資料の手続様式集を用いて、以下の作成要領により作成してください。また、書類の大きさは、すべてA4判とし、図面等は折りたたんで大きさを統一してください。

なお、一つの敷地に複数の発生原因がある場合は、発生原因ごとに申請書を作成してください。

1 特定開発行為に係る事前相談

(1) 特定開発行為計画概要書

- ・ 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄には、開発区域に含まれる特別警戒区域の名称及び所在地を記入する。特別警戒区域の名称及び所在地は公示図書で確認する。
- ・ 「開発区域の面積」の欄には、敷地の開発面積でなく、実際に開発を行う面積を記入する。
- ・ 「土地の区画・形・質の変更」の欄には、都市計画法第4条第12項に規定するどの開発行為に該当するのかを記入する。
- ・ 「予定建築物及び敷地の位置」の欄には、開発区域区域図に明示の上、「開発区域区域図に位置を記載」と記入する。
- ・ 「予定建築物の用途」の欄には、予定建築物が法第10条第2項のいずれの建築物に該当しているのかを記入する。
- ・ 「申請予定者」の欄には、実際の申請予定者と事前相談者が異なる場合に必要事項を記入する。本書と申請者が同一な場合は省略できる。
- ・ 「参考事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入する。

(2) 添付図書

添付図書は後記の「2 特定開発行為許可申請（新規）」の記載に基づき作成してください。

2 特定開発行為許可申請（新規）

(1) 特定開発行為許可申請書

- ・ 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄には、開発区域に含まれる特別警戒区域の名称及び所在地を記入する。特別警戒区域の名称及び所在地は公示図書で確認する。
- ・ 「特定予定建築物の用途」の欄には、表2を参考に記入する。
- ・ 「特定予定建築物の敷地の位置」の欄には、開発区域区域図に明示の上、「開発区域区域図に位置を記載」と記入する。
- ・ 「対策工事の概要」の欄には、対策工事の主な工種と数量を記入する。記入しきれない場合には「詳細は計画説明書に記載」と記入する。
- ・ 「対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要」の欄には、対策工事以外で行われる工事について、工種と数量を記入する。記入しきれない場合には「詳細は計画説明書に記載」と記入する。
- ・ 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入する。

表2 具体的な制限用途（政令第6条）

分類		具体的な制限用途
非自己用住宅		分譲住宅、賃貸住宅、社宅、学生下宿など共同生活を営むべき住居
社会 福祉 施設	老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム（老人福祉法第5条の3、第29条第1項）	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム
	身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法第5条第1項）	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
	障害者支援施設（障害者総合支援法第5条第11項）	障害者支援施設 身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮）、精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福精神障害者福祉工場）は平成24年3月31日まで経過措置有
	地域活動支援センター（自立支援法第5条第27項）	地域活動支援センター
	福祉ホーム（障害者総合支援法第5条第28項）	福祉ホーム
	障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（自立支援法第5条第7項、第8項、第12～14項）	市町村が自立支援給付の支給を行っている施設（左記に限る）
	保護施設（医療保護施設、宿所提供施設を除く。）（生活保護法第38条）	救護施設、更生施設、授産施設
	児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）（児童福祉法第7条）	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
	障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後デイサービスを行う事業に限る）の用に供する施設（児童福祉法第6条の2の2）	
	母子・父子福祉施設（母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条）	母子・父子休養ホーム、母子・父子福祉センター
母子健康包括支援センター（母子保健法第22条）	母子健康包括支援センター	
その他これらに類する施設	児童相談所に設置される一時保護施設、市町村長が適当と認める施設、知事が適当と認める施設	
学校（学校教育法第22条、第72条）	特別支援学校、幼稚園	
医療施設（医療法第1条の5第1項、第2項、第2条第1項）、 歯科医院（歯科医師法第17条）	病院、診療所、助産所 ただし、医療保護施設（薬局を除く。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む。 歯科医院	

宅地開発や上記施設の開設に当たっては、市町村のまちづくり、福祉・保健部局との協議、国・府所管課の許認可が必要となりますので、関係機関への協議をしてください。

(2) 営業沿革調書

営業沿革調書は様式の備考に留意し作成する。

(3) 工事施行者の工事経歴書

工事施行者の工事経歴書は様式の備考に留意し作成するとともに、法人にあつては印鑑証明書及び登記事項証明書、個人にあつては印鑑登録証明書を添付する。

(4) 特定開発行為計画説明書（区域調書を含む）

- ・ 特定開発行為計画説明書は様式の備考に留意し作成する。様式に記入しきれない場合は別途資料を添付する。

- ・ 「対策施設の管理方法」の欄には、次の内容を記入する。

特定開発行為における対策施設として、急傾斜地の崩壊では待受け式擁壁、土石流では除石が必要となる貯砂量や堆砂量を見込む施設、透過型砂防えん堤などの施設を計画する場合は、その機能を維持するための管理が必要となることから、維持管理方法を記入する。

- ・ 「工事中の防災計画」の欄には、次の内容を記入する。

(ア) 工事施工時の安全確保

防災工事は足場が悪く、施工ヤードが限られるといった厳しい条件下に置かれており、また、降雨時にはがけ崩れ及び土石流が発生するおそれがあることから、工事施工中の作業員の安全確保、近隣住民への危険性の除去等の措置について記入する。

(イ) 周辺区域に対する環境への配慮

産業廃棄物の排出、残土処理、汚水処理、騒音対策等の環境への配慮並びに周辺関係機関及び住民へ支障を生じさせない計画及び対策等について記入する。

(ウ) 開発区域における災害防止

開発区域内外の雨水及び地下水等を安全に流下させるため必要な排水対策を行い、切土及び盛土のり面の侵食、崩壊、路面又は宅盤面の冠水、開発区域外への土砂又は濁水等の流出被害を防止する適切な措置方法について記入する。

- ・ 特定開発行為の許可に係る対策工事等により解除される土砂災害特別警戒区域について「京都府基礎調査マニュアル（案）」に基づいて作成した区域調書を添付する。

(5) 計画図

計画図は、以下のとおり作成する。

- ・ 「現況地形図」は、縮尺 1/2,500 以上の図面で作成し、地形、特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに対策工事等の種類を明示する。
- ・ 「土地利用計画図」は、縮尺 1/1,000 以上の図面で作成し、開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状、特別警戒区域を明示する。
- ・ 「造成計画平面図」は、縮尺 1/1,000 以上の図面で作成し、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置、特別警戒区域を明示する。
- ・ 「造成計画断面図」は、縮尺 1/1,000 以上の図面で作成し、切土又は盛土をする前後の地盤面、特別警戒区域を明示する。
- ・ 「対策工事等平面図」は、縮尺 1/1,000 以上の図面で作成し、対策工事等を施行する位置及び対策工事等の種類を明示する。
- ・ 「対策工事等断面図」は、縮尺 1/1,000 以上の図面で作成し、対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類を明示する。
- ・ 「対策施設構造図」は、縮尺 1/200 以上の図面で作成し、対策施設（政令第 7 条第 3 号から第 5 号までに規定する施設及び同条第 6 号に規定する擁壁をいう）の種類及び構造を明示する。

(6) 構造計算書

計画する対策施設が技術的基準に適合することを説明する構造計算書を添付する。構造計算書には土石等の衝撃力に関する事項を必ず記入する。

対策工や検討項目が複数になる場合は、目次等をつけてわかり易く説明する。また、構造計

算書には必要に応じて下記の図書を添付する。

- ・ 地質柱状図
- ・ 地質断面図
- ・ 土質試験結果

(7) 添付図書

申請書に添付する図書は次のとおり作成する。

- ・ 「開発区域位置図」は縮尺 1/50,000 以上の図面で作成し、開発区域の位置を明示する。
- ・ 「開発区域区域図」は縮尺 1/2,500 以上の図面で作成し、市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状を明示する。
図面は開発区域の区域及びその区域を明らかに表示するために必要な範囲とする。

(8) 出来形管理、品質管理及び写真管理の基準について記した書類

当該手法・工事に使用する材料の品質(強度、密度など)、規格(厚さ、長さなど)が確保され、技術的基準に照らした適正な防災施設等が整備されているかといった管理が必要なため、京都府土木施工管理基準(平成 29 年 9 月)に準じて作成する。

不可視部分については特に確認が必要なことから、京都府土木工事共通仕様書等(平成 29 年 9 月)に定められた段階確認項目について資料を作成する。

(9) その他知事が必要と認める図書

他法令の規制を受ける場合は、他法令の申請書の写しを添付する。

3 工事着手時の届出

特定開発行為着手届出書は遅滞なく提出する。

- ・ 「特定開発行為許可の年月日及び番号」の欄には、開発許可の通知により記入する。
- ・ 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄には、開発許可申請書に記入したものと同一名称を記入する。

4 工事完了時の届出

ア 対策工事等完了届出書

「許可番号」は、開発許可の通知により記入する。

「対策工事等の完了年月日」の欄には、すべての対策工事等が完了した年月日を記入する。

「対策工事等を完了した開発区域に含まれる地域の名称」の欄には、開発許可申請書に記入したものと同一名称を記入する。

イ 出来形管理、品質管理及び写真管理の完成図書

5 検査済証の交付

知事は、工事完了の届出があったときは、当該対策工事が技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事が技術的基準に適合していると認めたときは検査済証の交付を行う。

6 既着手の場合の届出

既着手の場合の届出書

- ・ 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄には、開発区域に含まれる特別警戒区域の名称及び所在地を記入する。特別警戒区域の名称及び所在地は公示図書で確認する。
- ・ 「特定予定建築物の用途」の欄には、前記の表 2 を参考に記入する。
- ・ 「特定予定建築物の敷地の位置」の欄には、「平面図に位置を記載」と記入の上、開発区域区域図相当の平面図に位置を明示する。
- ・ 「対策工事の概要」の欄には、対策工事の主な工種と数量を記載する。また、詳細を説明できる計画図を添付する。
- ・ 「対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要」の欄には、対策工事以外で行われる

工事について工種と数量を記入する。また、詳細を説明できる計画図を添付する。

- ・ 「対策工事等の進捗状況」の欄には、すべての対策工事等の進捗率をパーセントで記入する。

7 特定開発行為許可申請（変更）

ア 特定開発行為変更許可申請書

- ・ 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄及び「開発区域の面積」の欄には、開発許可申請書に記入したものを記入する。
- ・ 「変更に係る事項」の欄には、特定予定建築物の用途及びその敷地の位置、対策工事の計画、対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画について具体的に記入する。
- ・ 「変更の理由」の欄には、変更に至った経緯、理由を記入する。
- ・ 「特定開発行為の許可番号」の欄には、許可の年月日及び番号を記入する。

イ 特定開発行為計画説明書

新規申請と同様の要領で作成する。

ウ 計画図（現況地形図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、対策工事等平面図、対策工事等断面図、対策施設構造図）

新規申請と同様の要領で作成する。

エ 構造計算書

新規申請と同様の要領で作成する。

オ 添付図書（開発区域位置図、開発区域区域図）

新規申請と同様の要領で作成する。

カ 特定開発行為をする土地について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類

キ 造成面積求積図

ク 斜面又は溪流と開発区域の関連を示す現況写真

ケ 出来形管理、品質管理及び写真管理の基準について記した書類

コ その他知事が必要と認める図書

※ 上記ウ（除く現況地形図）、エ及びカ～ケについては変更がある場合に添付する。

上記イ、ウ、オ、キ及びケについては変更した部分分かるように、変更前（青色）、変更後（赤色）、変更無し（黒色）に区別する。

8 変更の届出

(1) 特定開発行為変更届出書

- ・ 「特定開発行為許可の年月日及び番号」の欄には、開発許可の通知により記入する。
- ・ 「開発行為に含まれる地域の名称」の欄には、開発許可申請書に記入したものと同一名称を記入する。
- ・ 「変更内容」の欄には、対策工事等の変更した内容について変更前及び変更後を記入する。
- ・ 「変更の理由」の欄には、変更に至った経緯及び理由を記入する。

(2) 住所等変更届出書

- ・ 変更した内容（住所又は氏名）を○で囲む。
- ・ 「特定開発行為許可の年月日及び番号」の欄には、開発許可の通知により記入する。
- ・ 「開発行為に含まれる地域の名称」の欄には、開発許可申請書に記入したものと同一名称を記入する。
- ・ 「変更内容」の欄には、該当する事項の変更前及び変更後を記入する。
- ・ 法人にあっては印鑑証明書及び登記事項証明書、個人にあっては印鑑登録証明書を添付する。

9 特定開発行為休止の届出

ア 特定開発行為休止届出書

- ・ 「特定開発行為許可の年月日及び番号」の欄には、開発許可の通知により記入する。
- ・ 「開発行為に含まれる地域の名称」の欄には、開発許可申請書に記入したものと同一名称を記入する。
- ・ 「休止期間」の欄には、対策工事等を休止する期間を記入する。
- ・ 「休止理由」の欄には、休止に至った経緯及び理由を記入する。
- ・ 「開発区域の状況及び休止期間の防災計画」の欄は、具体的に記入する。

イ 当該行為の状況を示す図面及び写真

10 特定開発行為廃止の届出

特定開発行為の廃止については土砂災害を防止するための適切な事後処理を行い、その確認を受けなければなりません。

ア 特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

- ・ 「許可番号」は、開発許可の通知により記入する。
- ・ 「特定開発行為に関する対策工事等を廃止した年月日」の欄には、対策工事等を廃止することを決定した年月日を記入する。
- ・ 「特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域に含まれる地域の名称」の欄には、開発許可申請書に記入した地域の名称と同一名称を記入する。
- ・ 「特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域の面積」の欄には、開発許可申請書に記入した開発区域の面積と同一面積を記入する。

イ 特定開発行為の廃止の理由及び廃止に伴う土砂災害防止の措置を記載した書類

ウ 廃止時における当該行為の状況を示す図面及び写真

エ その他知事が必要と認める図書

11 地位承継の届出

ア 地位承継届出書

- ・ 「特定開発行為許可の年月日及び番号」の欄には、開発許可の通知により記入する。
- ・ 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄には、開発許可申請書に記入したものと同一名称を記入する。

イ 当該承継の原因となった事実を証明する書類

ウ 承継した地位に基づき、行為を行う土地について、当該承継した者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類

エ その他知事が特に必要と認める書類

12 提出書類一覧（チェックリスト）

表3 提出書類チェックリスト

	書類名	備考	確認欄	
			添付	提出部数
(1)	特定開発行為計画概要書	別記	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開発区域位置図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開発区域区域図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	現況地形図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土地利用計画図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成計画平面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成計画断面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他所長が必要とするもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	特定開発行為許可申請書	別記様式第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	営業沿革調書	別記様式第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	工事施行者の工事経歴書	別記様式第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人にあっては印鑑証明書及び登記事項証明書、個人にあっては印鑑登録証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定開発行為計画説明書	別記様式第4号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定開発行為の許可に係る対策工事等により解除される土砂災害特別警戒区域について「京都府基礎調査マニュアル(案)」に基づいて作成した区域調書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	現況地形図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土地利用計画図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成計画平面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成計画断面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対策工事等平面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対策工事等断面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対策施設構造図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造計算書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	必要に応じて地質柱状図、地質断面図、土質試験結果		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開発区域位置図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開発区域区域図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定開発行為をする土地について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類（土地の登記事項証明書等）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成面積求積図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	斜面又は溪流と開発区域の関連を示す現況写真		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	過去2年間の財務状況を記した書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	許可申請をしようとする日の属する年の直前2年の各年度における、法人にあっては法人税の、個人にあっては所得税の、納付すべき額及び納付済額を証する書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人にあっては、登記事項証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出来形管理、品質管理及び写真管理の基準について記した書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他知事が必要と認める図書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
他法令の規制を受ける場合は、他法令の申請書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)	特定開発行為着手届出書	別記様式第5号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)	対策工事等完了届出書	別記様式第6号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出来形管理、品質管理及び写真管理の完成図書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(5)	(既着手の場合の)届出書	別記様式第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)	特定開発行為変更許可申請書	別記様式第8号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定開発行為計画説明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定開発行為の許可に係る対策工事等により解除される土砂災害特別警戒区域について「京都府基礎調査マニュアル(案)」に基づいて作成した区域調書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	現況地形図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土地利用計画図	変更がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成計画平面図	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成計画断面図	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対策工事等平面図	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対策工事等断面図	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	対策施設構造図	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	構造計算書	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	必要に応じて地質柱状図、地質断面図、土質試験結果		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開発区域位置図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	開発区域区域図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定開発行為をする土地について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類(土地の登記事項証明書等)	変更がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	造成面積求積図	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
斜面又は溪流と開発区域の関連を示す現況写真	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
出来形管理、品質管理及び写真管理の基準について記した書類	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他知事が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7-1)	特定開発行為変更届出書	別記様式第9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7-2)	住所等変更届出書	別記様式第10号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人にあっては印鑑証明書及び登記事項証明書、個人にあっては印鑑登録証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)	特定開発行為休止届出書	別記様式第11号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	休止時における当該行為の状況を示す図面及び写真		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)	特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書	別記様式第12号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特定開発行為の廃止の理由及び廃止に伴う土砂災害防止の措置を記載した書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	廃止時における当該行為の状況を示す図面及び写真		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他知事が必要と認める図書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10)	地位承継届出書	別記様式第13号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該承継の原因となった事実を証明する書類(遺産分割協議書、合併後の登記事項証明書等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	承継した地位に基づき、行為を行う土地について、当該承継した者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを証する書類(相続後の土地の登記事項証明書等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他知事が特に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11)	現地標識の様式	府規則	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>